

議案第128号

勝山市立中学校再編準備委員会条例の制定について

勝山市立中学校再編準備委員会条例を別紙のように制定する。

令和4年3月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和4年4月1日より、勝山市立中学校再編準備委員会を新設するため、この案を提出する

勝山市条例第 号

勝山市立中学校再編準備委員会条例

(目的及び設置)

第1条 勝山市立中学校の再編に向けて、諸課題や準備事項について検討及び協議を行うため、勝山市立中学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 準備委員会は委員25名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、勝山市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校、中学校及び勝山高校の保護者の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 中学校、勝山高校の代表者
- (5) その他勝山市教育委員会が認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は委嘱した日から検討及び協議が終了するまでとする。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 準備委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は準備委員会の会務を総理する。

(専門部会)

第5条 準備委員会に別表に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会は別表に定める事項について検討及び協議する。
- 3 専門部会の部会員は準備委員会の委員をもって充てる。
- 4 各専門部会に部会長を置き部会員の互選により定める。
- 5 部会長は会務を総理する。

(庶務)

第6条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部会名	検討・協議事項
総務部会	各部会との連絡調整・報告（含議会）・全体の進行管理
	学校の名称
	校歌
	校章・校旗
	校訓・校則・（学校教育目標）
	関係条例や規則・要綱等の改正
	その他必要な事項
学校運営部会	教育課程編成・時間割・中高連携教育（特別室共用）
	年間計画・学校行事計画（施設共用）
	学級編制・教室配置
	部活動
	名札・制服・体操服
	生徒会
	修学旅行
	学校保健関係
	学校給食関係
	再編前中学生・教職員の交流
	竣工式・閉校式・開校式
	各種印刷物
	記念誌
	その他必要な事項
PTA部会	スクールバス運行方法
	通学方法、通学路
	PTA 組織編成、規約・役員を選出、集金・予算・事業計画
	学校運営協議会組織編成、規約、役員を選出、集金、予算、事業計画
	同窓会組織編成、規約、役員を選出、集金、予算、事業計画
	その他必要な事項
施設整備部会	校舎等の整備方針
	移転計画
	備品・学校図書等の精査
	学校歴史等の継承
	その他必要な事項